

総財地第5号
平成24年2月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務大臣

地方財政法、同法施行令及び地方債に関する省令の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（地方財政法改正部分）、地方財政法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第19号）及び地方債に関する省令等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第5号）が本日から施行されました。

これらの法律等の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いします。

記

第1 地方債の届出手続

- 一 実質公債費比率が14%未満（平成25年度以後の年度にあつては16%未満）である地方公共団体（実質赤字額が零を超えるもの、連結実質赤字比率が零を超えるもの又は将来負担比率が都道府県及び指定都市にあつては300%を、市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）にあつては200%を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議をしたもの、届出をしたもの及び許可を得たものの合計額が協議不要基準額を超えないもの（以下「協議不要対象団体」という。）は、公的資金以外の資金（以下「民間資金」という。）をもって地方債を発行しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事（以下「総務大臣等」という。）に協議をすることを要しないものとする（法5の3③、令4、5、6、7、附則9）。

協議不要基準額は、標準財政規模、法適用企業ごとに営業収益の額から受

託工事収益の額を控除した額を合計した額及び法非適用企業ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額の合算額の当該年度前3年度の平均の額に25%を乗じて得た額に当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるもの（公益財団法人等で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付金債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、補正予算債、減収補填債、臨時財政対策債及びこれらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債）に限る。）のうち協議をしたもの、届出をしたもの及び許可を得たものの合計額を加算した額とすること（令8、省1の2）。

二 法適用企業又は法非適用企業で当該年度の前年度の資金の不足額が零を超えるものを経営する協議不要対象団体は、民間資金をもって当該公営企業に係る地方債を発行しようとする場合は、一にかかわらず、協議をしなければならないものとする（法5の3⑤、令15、16）。

三 協議不要対象団体は、民間資金をもって地方債を発行しようとする場合において総務大臣等に協議しないときは、あらかじめ、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分ごとに届出書を作成し、総務大臣等の定める期間内に、これを総務大臣等に提出しなければならないものとする（法5の3⑥、令17①②、18、省16の2）。

都道府県知事は、市区町村から地方債の届出を受けたときは、当該届出をとりまとめ、総務大臣が定める期間内に、総務大臣に報告しなければならないものとする（令17③）。

四 届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする（法5の3⑨）。

五 届出がされる地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものについても、協議において同意をする地方債の予定額の総額等に関する書類に計上するものとする（法5の3⑩）。

六 地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例を定めること（令29）。

七 決算未提出期間における起債の協議等についての特例を定めること（令30）。

八 地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における起債の協議等

の規定の適用に関し必要な事項を定めること（令 3 1、省 1 4、1 4 の 2、1 4 の 3、1 4 の 4、1 4 の 5、1 4 の 6）

第 2 経過措置

改正後の地方財政法、同法施行令及び地方債に関する省令の規定は、平成 2 4 年度の地方債から適用し、平成 2 3 年度以前の年度の地方債については、なお従前の例によること。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）

「令」：地方財政法施行令（昭和 2 3 年政令第 2 6 7 号）

「省」：地方債に関する省令（平成 1 8 年総務省令第 5 4 号）